

四 半 期 報 告 書

(第58期 第 1 四半期)

自 平成21年 4 月 1 日

至 平成21年 6 月30日

株式会社タチエス

(E02210)

第58期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社タチエス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【関係会社の状況】	3
4【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【生産、受注及び販売の状況】	4
2【事業等のリスク】	5
3【経営上の重要な契約等】	5
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3【設備の状況】	16
第4【提出会社の状況】	17
1【株式等の状況】	17
2【株価の推移】	18
3【役員の状況】	18
第5【経理の状況】	19
1【四半期連結財務諸表】	20
2【その他】	31
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	32
四半期レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月7日
【四半期会計期間】	第58期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 口 裕 史
【本店の所在の場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 野 上 義 之
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 野 上 義 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第57期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第57期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	65,092	34,557	221,498
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,451	△756	△291
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	718	△1,096	△3,704
純資産額 (百万円)	50,666	40,787	41,352
総資産額 (百万円)	109,851	78,018	78,407
1株当たり純資産額 (円)	1,480.28	1,218.16	1,234.10
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失(△) (円)	23.14	△35.32	△119.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.8	48.5	48.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,350	△1,325	2,599
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,109	△239	△3,171
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△428	687	△326
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,926	9,044	9,941
従業員数 (人)	5,975	5,310	5,689

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第57期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、かつ、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第58期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、かつ、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	5,310
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,318
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

当第１四半期連結会計期間における自動車座席事業等について、その品目別に区分すると、次のとおりであります。なお、不動産関連事業については「その他」の項目に含めております。

(１) 生産実績

品目			金額(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車座席	乗用車	座席完成品	27,807	△50.8
		座席部品	1,460	△48.8
	トラック・バス	座席完成品	422	△76.9
		座席部品	51	△63.2
	その他		1,201	△34.3
その他			350	△70.5
合計			31,293	△51.4

- (注) １ 金額は販売価格によっております。
 ２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(２) 受注状況

品 目			受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
自動車座席	乗用車	座席完成品	41, 537	△32. 7	29, 349	△51. 6
		座席部品	1, 744	△49. 2	771	△64. 5
	トラック・バス	座席完成品	423	△78. 9	724	△66. 7
		座席部品	61	△66. 3	111	△35. 2
	その他		1, 808	5. 7	2, 213	△6. 1
その他			441	△62. 2	311	△52. 2
合計			46, 017	△34. 5	33, 481	△50. 9

- (注) １ 金額は販売価格によっております。
 ２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

品目			金額(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車座席	乗用車	座席完成品	30, 223	△46. 9
		座席部品	2, 049	△35. 2
	トラック・バス	座席完成品	453	△75. 3
		座席部品	47	△66. 0
	その他		1, 285	△29. 7
その他			498	△59. 0
合計			34, 557	△46. 9

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ホンダ オブ アメリカ マニュファクチャリングINC.	10,293	15.8	6,383	18.5
本田技研工業株式会社	10,596	16.3	5,574	16.1
日産自動車株式会社	9,284	14.3	5,195	15.0
ホンダ カナダINC.	7,136	11.0	—	—

(注) 当第1四半期連結会計期間のホンダ カナダINC.につきましては、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなく、また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における経済環境は、昨年秋からの世界的な景気後退が一部で底を打ったように見受けられるものの、全般的には依然として厳しい状況となりました。日本・米国・欧州等の経済につきましては企業業績や個人消費の低迷が続き低調に推移いたしました。また、中国では国内消費が上向き始めたことを背景に景気の底打ち感が見られますが、景気回復と言えるまでには至っていない状況にあります。

当社グループの関連する自動車業界におきましても国内外の景気後退の影響を受け、国内の需要の減少は更に進み、輸出向けも減少し国内生産は前年同期に対し大幅に減少いたしました。また、海外におきましても、世界的な経済の低迷の影響により総じて減産傾向が続きました。

このような経営環境のもと、当第1四半期連結会計期間における業績は、国内及び北米を中心に自動車座席の販売が大幅に減少したことから、売上高は345億5千7百万円と前年同四半期に比べ305億3千4百万円（46.9%）の減収となりました。損益面につきましては、引き続き事業基盤の再構築を推し進めるとともに、付加価値改善や合理化活動はもとより、固定費削減等の緊急施策継続も合わせて実施しておりますが、売上高の減少による減益影響を補填しきれず、営業損失6億5千万円、経常損失7億5千6百万円、四半期純損失10億9千6百万円といずれも前年同四半期に比べ減益となりました。

事業別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①自動車座席事業等

自動車需要の低迷により、国内及び北米を中心に自動車座席の販売が大幅に減少し、売上高は344億6百万円（前年同四半期比47.0%減）、営業損失は5億5千4百万円（前年同四半期は営業利益8億1百万円）となりました。

②不動産関連事業

保有資産の有効活用と安定した収益の確保を目的に、当社において不動産賃貸事業を行っております。売上高は1億5千1百万円、営業利益は9千万円（前年同四半期比6.2%増）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日 本

不動産関連事業の業績は安定しているものの、自動車座席の販売が大幅に減少し、売上高は184億4千万円（前年同四半期比49.4%減）、営業損失は1億7百万円（前年同四半期は営業利益8億3百万円）となりました。

②米 国

自動車需要低迷の影響を受け、売上高は83億6千4百万円（前年同四半期比38.8%減）となりました。利益面につきましては、売上高減少の影響はあるものの、前年同四半期は新規受注車種の立上げ費用負担等もあったことから、前年同四半期とほぼ同等の2億2千2百万円（前年同四半期比3.7%増）の営業利益となりました。

③カ ナ ダ

自動車需要低迷の影響を受け、売上高は25億4百万円（前年同四半期比64.9%減）、営業損失は2億8千3百万円（前年同四半期の営業損失は1億5千2百万円）となりました。

④メキシコ

自動車需要低迷と為替変動の影響を受け、売上高は、前年同四半期比39.7%減の32億7千万円、営業損失は3億6千6百万円（前年同四半期の営業損失は1億9千9百万円）となりました。

⑤フランス

前年同四半期に比べ座席部品の販売が増加したことから、売上高は1億5千9百万円（前年同四半期比13.3%増）、営業利益は4百万円（前年同四半期は営業損失2千4百万円）となりました。

⑥中 国

売上高は18億1千8百万円と前年同四半期に比べ19.1%減にとどまりましたが、日本向け縫製部品のグループ間販売が大幅に減少したことから、営業利益は9千5百万円（前年同四半期比60.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、780億1千8百万円と前連結会計年度末に比べ3億8千9百万円減少しております。これは主に、受取手形及び売掛金が増加したものの、たな卸資産や現先貸付金（流動資産その他）が減少したことによるものであります。

負債合計は、短期借入金の増加等により前連結会計年度末に比べ1億7千5百万円増加し372億3千1百万円となりました。

純資産合計は、407億8千7百万円と前連結会計年度末に比べ5億6千5百万円減少しました。これは主に、評価・換算差額等が増加したものの、四半期純損失を計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、90億4千4百万円と前連結会計年度末に比べ8億9千6百万円減少しました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、13億2千5百万円であり、前年同四半期と比べ10億2千5百万円の減少となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が当第1四半期連結会計期間では純損失の計上となり、前年同四半期に比べ23億6千7百万円増加しましたが、法人税等の支払額が12億2千6百万円から2億4百万に減少し、加えて、持分法による投資損益が5億7千9百万円の利益から4億4百万円の損失となったこと、及びたな卸資産の増減額が4億7千5百万円の増加から5億2百万円の減少となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、2億3千9百万円であり、前年同四半期と比べ8億7千万円減少しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が2億9百万円と前年同四半期と比べ12億4千4百万円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、6億8千7百万円であり、前年同四半期と比べ11億1千5百万円（前年同四半期は4億2千8百万円の使用）増加しました。これは短期借入金の純増減額が10億9千4百万円と前年同四半期と比べ12億6千5百万円増加したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相応な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の財産の有用な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

I. 当社の企業価値の源泉

『優れたシートはキャビンの主役』

当社は、このシートへの想いを形にし、車社会へ貢献することで、企業の社会的責任を果たしてきております。この想いを原点に、自動車シートの主要メーカーとして、企業価値を安定的かつ持続的に向上させることにより、株主等ステークホルダーの皆様に貢献してまいりたいと考えております。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのために当社の独自性を維持することが不可欠であります。

II. 企業価値向上のための取組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。すなわち、自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が喫緊の課題となっております。当社は、このような厳しい経営環境の下で、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として『ビジョン2010』を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

『ビジョン2010』で策定した事業目標は次のとおりです。

- ・世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- ・技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること

- ・世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア5%）になること
- ・グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として『私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する』を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成17年度～平成19年度）と後期中期事業計画（平成20年度～平成22年度）の2段階で達成することとしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開してまいりました。

- ・開発拠点としては、日本を基軸にしつつ、更に北米地域を拡充し、新たに欧州地域においても基盤を整備しております。
- ・事業拠点では、従来の事業に加えて、カナダ事業参入を皮切りに、米国テネシー州に事業拠点を新設すると共に、メキシコ事業も拡充してまいりました。中国では、新たに広州地区に3事業を新設しております。また、欧州では、英国で新規事業を開始しております。

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいりました。

後期中期事業計画では、事業の継続した安定と拡大を図りグローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。そのため、次の施策を展開しております。

- ・開発拠点としては、本格化する中国の研究開発に万全の体制を整えるため、中国福建省福州市に開発拠点を新設し、日米欧中での相互補完体制を構築してまいります。更に、より高度な安全性能の要求に対応するため、青梅地区にアドバンスト・テクノロジー・センターを開設し、最新鋭の衝突試験機等の実験設備を導入いたしました。
- ・事業拠点では、アジア地域への事業拡大を図る一環として、中国湖北省武漢市において新たに事業を展開しております。
- ・事業の選択と集中の一環として、国内では事業所の統合（湘南地区）、海外では不採算事業（スクールバス事業）からの撤退を実施してまいりました。
- ・市場の多様化するニーズ（軽量化・標準化・低コスト化）にお応えするため、環境と安全に特化した製品の提案を積極的に実施し、商品化されております。

一方、昨年9月のリーマンショックに端を発した世界規模での景気悪化は、自動車業界にも大きな影響を及ぼし、当社の主要顧客である日系自動車メーカーも大幅な減産を余儀なくされました。当社は、この急激な環境変化に対応するため、堅固な企業体質構築に向けた新たな取組みを実施しております。

具体的には、市場拡大を前提として策定した『ビジョン2010』を見直し、新たなグループビジョンとして『Challenge 1.5』を策定しました。新ビジョンでは、「事業体質の変革」「意識・行動の変革」「存在感のある会社への変革」にチャレンジしていくこととし、「業界No.1品質の確保」と競争力ある技術開発力・モノづくり力・調達力を背景とした「収益向上」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けた活動を確実かつスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り業績の向上に努めてまいります。

当社は、これらの諸施策を着実に実行し、競争力を更に高めていくことで、グローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

III. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性と効率性の向上を図り、企業価値の最大化に努め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えることをコーポレート・ガバナンスの基軸として、事業を推進しております。

また、これらを実践し社会から信頼される企業であり続けるため、倫理委員会やコンプライアンス委員会の設置、更には社内通報制度の導入を行い、社内体制の整備と強化を図ると共にコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図っております。

取締役の任期は、経営責任の明確化と経営環境の変化に応じて最適な経営体制を機動的に構築するために、1年としております。

当社取締役会は、取締役9名（うち社外取締役1名）で構成され、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決定すると共に、業務執行の監督を行っております。また、取締役会の下部機関として、最高執行責任者以下執行役員全員で構成する執行役員会を設置し、取締役会決議事項を除く重要な事項の決定、重要事項の審議及び報告を行っております。

当社監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、事業所での調査等を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催の第57回定時株主総会における株主様のご承認を条件に、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、本プランは同総会において承認されました。

I. 本プランの導入目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において、買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

II. 本プランの概要

(ア) 本プランにおける手続

本プランにおける各手続の具体的内容は、以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の i. 又は ii. に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認した行為を除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合に対抗措置発動の適用対象とし、大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- i. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- ii. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の事前提出

買付者等は、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約文言等を日本語によって記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、当社取締役会に対し提出していただきます。なお、当社は、買付者等から意向表明書が提出された場合、当社取締役会が株主様において買付者等及び大規模買付行為が株主共同の利益に適うか否かの判断に資すると判断した事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

意向表明書に記載していただく具体的な記載事項は、以下のとおりです。

i. 買付者等の概要

- 1) 氏名又は名称及び住所又は本店、事務所等の所在地
- 2) 代表者の役職及び氏名
- 3) 会社等の目的及び事業の内容
- 4) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- 5) 国内連絡先
- 6) 設立準拠法

ii. 誓約文言

法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言

iii. 当社の株式等の保有及び取引状況

買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

iv. 買付者等が提案する大規模買付行為の概要

買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的として支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容（目的が複数ある場合には、全部を記載）

(c) 買付者等からの必要かつ十分な情報の提供

上記(b)の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等は、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書が当社取締役会に届いた日から10営業日以内に、買付者等に対して、原則として下記 i. ないし xi. に記載する事項を含む当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記(b) i. 5)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らし、株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切にご判断されるため、又は当社取締役会及び特別委員会において当該大規模買付行為の評価・検討等のために不十分であると当社取締

役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かのご判断に必要であると認められる情報については、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、速やかにその旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

なお、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は、利用する手段方法を問わず日本語に限るものとします。

- i. 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
 - ii. 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
 - iii. 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
 - iv. 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
 - v. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
 - vi. 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - vii. 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
 - viii. 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ix. 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
 - x. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及びこれらに対する対処方針
 - xi. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下のi. 又はii. の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、いずれの期間の場合も情報提供完了通知の発送日の翌日から起算するものとし、当社が情報提供完了の事実を開示するに当たり、i. 又はii. のいずれの期間が適用されるか（具体的な期間を含みます。）についても同時に開示します。

- i. 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- ii. その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記i. 又はii. いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様を開示いたします。なお、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、本必要情報に基づき、当社の企業価値及び株主様の共同の利益の確保・向上の観点より、大規模買付行為について評価、検討、意見形成、代替案立案及び買付者等との交渉を行うものとします。具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為に関する十分な評価、検討を行った上、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等と通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様へ代替案を提示することもあります。

また、当社取締役会は、必要に応じて、適宜当社取締役会から独立した第三者たる外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等、以下「外部専門家」といいます。）の助言を得るもの

とし、外部専門家費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、当社が負担するものとします。
なお、後記する特別委員会からの勧告があった場合又は特別委員会が外部専門家より助言を受けた場合であっても、これとは別途に当社取締役会は外部専門家より助言を受けることがあります。

(e) 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

本プランの導入にあたり、当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等についての当社取締役会の恣意的判断を排除し、判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、特別委員会規定に従い、当社取締役会により適格者として選任された当社社外取締役、当社社外監査役等により構成される特別委員会を設置します。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重すると共に、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における特別委員会委員には、社外役員の木津川迪治氏、河合弘之氏、一法師信武氏並びに補欠監査役の木下徳明氏及び前社外監査役の宮下卓也氏の5名が就任する予定です。

特別委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家（ただし、当社取締役会が助言を受け、又は受ける予定の外部専門家を除きます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の i. から iii. までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

i. 買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとします。

ii. 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。この場合、当社取締役会は、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記(f) に定める手続を行うものとします。

なお、下記に掲げる「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものに該当することとします。

「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」

- 1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- 2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- 3) 当社の会社経営を支配した後、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- 4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- 5) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- 6) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- 7) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他の利害関係者との関係が破壊されることが予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる恐れがあると判断される場合

- 8) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
- 9) 買付者等の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

iii. 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

特別委員会は、上記 i. 及び ii. に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

(f) 株主総会の開催（株主の皆様の意思確認手続）

当社取締役会は、特別委員会が上記 (e) ii. に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 (e) に定める特別委員会の勧告を最大限尊重した上、当社取締役会の責任において対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。上記 (e) i. に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきと勧告した場合において、当社取締役会が当該勧告を受けて対抗措置の発動を決定した場合、大規模買付ルールを遵守しない買付者等に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。なお、対抗措置の発動においては、諸般の状況を勘案した上、買付者等を不当に利することになるような経済的対価は交付しない方針です。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように買付者等に事前に注意を喚起するものであります。また、上記 (e) iii. に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、原則として不発動の決議を行うこととします。

また、上記 (f) に従い株主総会を開催した場合には、その発動の可否に関する株主の皆様の意思決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

(h) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 (g) の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、i. 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は ii. 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

(i) 大規模買付行為の開始

買付者等は、大規模買付ルールを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(イ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 (ア) (g) に記載の決議に基づき発動する対抗措置の主な内容としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 (ア) (h) に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 (ア) (h) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

＜新株予約権無償割当ての概要＞

(a) 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の内容

i. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める数とします。なお、対象株式数が1株未満となる場合には、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配します。

ii. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額（権利行使価額）

当社普通株式1株当たり1円以上として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

iii. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

iv. 本新株予約権の行使条件

1) 特定大量保有者（注1）、2) 特定大量保有者の共同保有者、3) 特定大量買付者（注2）、4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは5) 上記1) から4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、6) 上記1) から5) までに該当する者の関連者（注3）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

v. 当社が本新株予約権を取得できること及び取得事由

1) 対抗措置発動としての当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

2) 対抗措置発動の停止の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

なお、これらの本新株予約権の取得事由の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

vi. 本新株予約権の行使期間その他の事項

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注1) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注2) 公開買付けによって当社が発行者である株式等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注3)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

(ウ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

Ⅲ. 本プランの合理性

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である（a）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、（b）事前開示・株主意思の原則、（c）必要性・相当性確保の原則の全てを充足しています。

(イ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅰ.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ウ) 株主の皆様を意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様を意思を直接確認するものです。

また、上記Ⅱ.（ウ）に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様を意思が十分反映される仕組みを確保しています。

(エ) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(オ) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅱ.（ア）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(カ) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ.（ウ）に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅳ. 株主及び投資家の皆様への影響

(ア) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅱ.(ア)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、全員が、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権を無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅱ.(ア)(h)に記載の手續等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の申込手續等の要否

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み手續は不要となります。なお、対抗措置の発動として、又は停止としての本新株予約権の当社による取得に際し、株主の皆様に特段の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

④取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を安定的かつ持続的に向上させるために策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。また、上記③に記載した本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

本プランは、上記③Ⅲ.に記載のとおり合理性を有する仕組みを備えており、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は5億1千4百万円であります。

第 3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第 1 四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第 1 四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第 1 四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,022,846	35,022,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	35,022,846	35,022,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日	—	35,022	—	8,145	—	7,697

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,977,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,988,000	309,880	—
単元未満株式	普通株式 57,546	—	—
発行済株式総数	35,022,846	—	—
総株主の議決権	—	309,880	—

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式17株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タチエス	東京都昭島市 松原町三丁目3番7号	3,977,300	—	3,977,300	11.4
計	—	3,977,300	—	3,977,300	11.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	658	655	813
最低(円)	431	559	620

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,945	8,344
受取手形及び売掛金	20,486	18,782
有価証券	493	499
商品及び製品	1,484	1,478
仕掛品	322	331
原材料及び貯蔵品	3,745	4,089
その他	2,463	4,083
貸倒引当金	—	△13
流動資産合計	37,941	37,595
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,389	10,518
機械装置及び運搬具（純額）	7,933	8,214
その他（純額）	7,237	7,254
有形固定資産合計	※1 25,560	※1 25,988
無形固定資産	1,139	1,145
投資その他の資産		
投資有価証券	10,463	10,124
その他	2,981	3,623
貸倒引当金	△68	△69
投資その他の資産合計	13,376	13,678
固定資産合計	40,076	40,811
資産合計	78,018	78,407

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,083	20,190
短期借入金	5,230	4,086
未払法人税等	90	267
その他	5,923	6,272
流動負債合計	31,327	30,817
固定負債		
長期借入金	624	687
退職給付引当金	1,659	1,559
役員退職慰労引当金	241	399
負ののれん	6	7
その他	3,371	3,583
固定負債合計	5,903	6,237
負債合計	37,231	37,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,145	8,145
資本剰余金	7,698	7,698
利益剰余金	26,767	28,018
自己株式	△3,572	△3,572
株主資本合計	39,039	40,291
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	548	△86
為替換算調整勘定	△1,770	△1,891
評価・換算差額等合計	△1,221	△1,977
少数株主持分	2,968	3,039
純資産合計	40,787	41,352
負債純資産合計	78,018	78,407

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	65,092	34,557
売上原価	61,486	33,024
売上総利益	3,605	1,533
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	721	498
その他	2,221	1,685
販売費及び一般管理費合計	2,943	2,183
営業利益又は営業損失 (△)	662	△650
営業外収益		
受取利息	37	12
受取配当金	82	39
負ののれん償却額	0	0
持分法による投資利益	579	—
為替差益	—	164
雑収入	157	129
営業外収益合計	858	345
営業外費用		
支払利息	59	45
持分法による投資損失	—	404
雑支出	9	1
営業外費用合計	69	451
経常利益又は経常損失 (△)	1,451	△756
特別利益		
固定資産売却益	5	0
貸倒引当金戻入額	—	15
特別利益合計	5	15
特別損失		
固定資産処分損	61	4
事業再編損	—	228
特別損失合計	61	232
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	1,394	△973
法人税、住民税及び事業税	623	77
法人税等調整額	△14	57
法人税等合計	608	135
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	67	△12
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	718	△1,096

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	1,394	△973
減価償却費	1,205	917
負ののれん償却額	△0	△0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△14
受取利息及び受取配当金	△120	△51
支払利息	59	45
持分法による投資損益(△は益)	△579	404
固定資産処分損益(△は益)	56	4
売上債権の増減額(△は増加)	△977	△1,329
たな卸資産の増減額(△は増加)	△475	502
仕入債務の増減額(△は減少)	△942	△256
その他	△945	△621
小計	△1,326	△1,373
利息及び配当金の受取額	246	288
利息の支払額	△43	△35
法人税等の支払額	△1,226	△204
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,350	△1,325
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の純増減額(△は増加)	△4	△0
有形固定資産の取得による支出	△1,453	△209
有形固定資産の売却による収入	6	—
投資有価証券の取得による支出	—	△2
子会社出資金の取得による支出	△466	—
その他	808	△26
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,109	△239
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△170	1,094
長期借入金の返済による支出	—	△48
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△0	—
少数株主への配当金の支払額	△130	△118
配当金の支払額	△139	△155
その他	13	△84
財務活動によるキャッシュ・フロー	△428	687
現金及び現金同等物に係る換算差額	312	△19
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,575	△896
現金及び現金同等物の期首残高	11,502	9,941
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,926	※ 9,044

【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において営業外収益の「雑収入」に含めていた「為替差益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「雑収入」に含まれる「為替差益」は96百万円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定については、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去	連結会社相互間の債権と債務を相殺消去するにあたり、当該債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去しております。 また、連結会社相互間の取引を相殺消去するにあたり、取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しいときには、親会社の金額に合わせる方法により相殺消去しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 38,589百万円 2 保証債務 関係会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 フジ オートテック 283百万円 U. S. A. LLC [2,952千US\$] タックル シーティング 226百万円 UK Limited [1,417千GBP] 広州富士機工汽車部件 69百万円 有限公司 [4,955千RMB] 従業員 1百万円 計 580百万円 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。 フジ オートテック 156百万円 U. S. A. LLC [1,628千US\$] 計 156百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 38,004百万円 2 保証債務 関係会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 フジ オートテック 312百万円 U. S. A. LLC [3,183千US\$] タックル シーティング 199百万円 UK Limited [1,417千GBP] 広州富士機工汽車部件 71百万円 有限公司 [4,955千RMB] タチエスサービス(株) 1百万円 従業員 1百万円 計 585百万円 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。 フジ オートテック 170百万円 U. S. A. LLC [1,736千US\$] 計 170百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 7,826 百万円 有価証券 252 百万円 計 8,079 百万円 取得日から償還日までが 3ヶ月を超える短期投資等 △152 百万円 現金及び現金同等物 7,926 百万円	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 8,945 百万円 有価証券 493 百万円 計 9,438 百万円 取得日から償還日までが 3ヶ月を超える短期投資等 △394 百万円 現金及び現金同等物 9,044 百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	35,022,846

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,977,312

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	155	5	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発
生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	自動車座席事業等 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	64,941	151	65,092	—	65,092
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	64,941	151	65,092	—	65,092
営業利益	801	85	886	(224)	662

(注) 1 事業区分の方法

自動車等の座席及び関連製品の製造・販売に関する事業と、これと全く性質を異にする不動産賃貸に関する事業とに区分しております。

2 各事業の主な製品等

①自動車座席事業等・・・自動車座席・部品の製造・販売及び開発支援、その他製品の製造・販売他

②不動産関連事業・・・不動産賃貸事業

3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）または個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、「自動車座席事業等」の営業利益は11百万円減少しております。

4 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、「自動車座席事業等」の営業利益は9百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	自動車座席事業等 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	34,406	151	34,557	—	34,557
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	34,406	151	34,557	—	34,557
営業利益又は営業損失(△)	△554	90	△464	(186)	△650

(注) 1 事業区分の方法

自動車等の座席及び関連製品の製造・販売に関する事業と、これと全く性質を異にする不動産賃貸に関する事業とに区分しております。

2 各事業の主な製品等

①自動車座席事業等・・・自動車座席・部品の製造・販売及び開発支援、その他製品の製造・販売他

②不動産関連事業・・・不動産賃貸事業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	カナダ (百万円)	メキシコ (百万円)	フランス (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	36,474	13,667	7,136	5,424	140	2,248	65,092	—	65,092
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	969	454	13	384	—	606	2,428	(2,428)	—
計	37,444	14,122	7,149	5,808	140	2,854	67,520	(2,428)	65,092
営業利益又は 営業損失(△)	803	214	△152	△199	△24	243	884	(221)	662

(注) 1 国別により区分しております。

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）または個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

これにより、従来の方によった場合と比べ、「日本」の営業利益は11百万円減少しております。

3 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、従来の方によった場合と比べ、営業利益は、「カナダ」にて20百万円減少し、「メキシコ」にて29百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	カナダ (百万円)	メキシコ (百万円)	フランス (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	18,440	8,364	2,504	3,270	159	1,818	34,557	—	34,557
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	553	72	2	217	0	47	894	(894)	—
計	18,993	8,437	2,507	3,488	160	1,865	35,452	(894)	34,557
営業利益又は 営業損失(△)	△107	222	△283	△366	4	95	△435	(214)	△650

(注) 国別により区分しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	米国	カナダ	メキシコ	その他	計
I 海外売上高(百万円)	13,695	7,136	5,397	2,611	28,840
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	65,092
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.0	11.0	8.3	4.0	44.3

- (注) 1 国別に区分しております。
2 その他に属する国の内訳は、中国・英国・タイ・マレーシア等であります。
3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	米国	カナダ	メキシコ	その他	計
I 海外売上高(百万円)	8,497	2,385	3,257	2,098	16,238
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	34,557
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.6	6.9	9.4	6.1	47.0

- (注) 1 国別に区分しております。
2 その他に属する国の内訳は、中国・英国・タイ・マレーシア等であります。
3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
① 株式	3,198	4,120	921
② 債券	250	250	0
③ その他	153	154	0
計	3,601	4,524	922

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1,218円16銭	1,234円10銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 23円14銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —	1株当たり四半期純損失(△) △35円32銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、かつ、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	718	△1,096
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	718	△1,096
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,047	31,045
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	信託型ライツプランの廃止により、その一環として発行した全ての新株予約権を無償で取得し、償却しております。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(重要な子会社等の設立)	
当社は、平成21年7月24日開催の取締役会において、タイ、インドに新会社を設立することを決議いたしました。	
1. タイにおける新会社	
(1) 会社名	TACLE Seating Thailand Co., Ltd.
(2) 所在地	タイ王国 ラヨーン (Rayong) 県
(3) 事業内容	自動車用シート、シート部品の製造販売
(4) 資本金	約5百万米ドル
(5) 設立時期	平成21年8月上旬予定
(6) 株式の取得価額及び取得後の持分比率	取得価額約2.45百万米ドル、取得後の持分比率49%
2. インドにおける新会社	
(1) 会社名	TACLE Automotive India Private Limited
(2) 所在地	インド共和国 タミルナドゥ (Tamil Nadu) 州
(3) 事業内容	自動車用シート、シート部品の製造販売
(4) 資本金	約7.3百万米ドル
(5) 設立時期	平成21年8月上旬予定
(6) 株式の取得価額及び取得後の持分比率	取得価額約3.6百万米ドル、取得後の持分比率49%

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社タチエス
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 友 田 和 彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加 藤 達 也
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

会社は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載しているとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社タチエス
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 友田 和彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。